

自立支援教育訓練補助金について

ひとり親家庭の父母が受講する教育訓練が、適職に就くために必要であると認められた場合、修了後に受講料の60%を支給します。ただし、所得制限があります（児童扶養手当が支給される程度と同等の所得水準）。**支給を希望する場合は、受講を開始する前に必ずご相談ください。**

補助金の対象者

次のいずれにも該当している人が対象です。

- ① 市内に住所があるひとり親家庭の親
- ② 児童扶養手当を受給している人、または受給者と同等の所得水準にある人
- ③ 資格を活かして就労する意思のある人
- ④ 補助金を受けたことのない人

対象講座

雇用保険法の規定による「一般教育訓練給付金」「特定一般教育訓練給付金」「専門実践教育訓練給付金」の指定教育訓練講座のうち、就労に結びつく可能性が高いと認められる講座。※指定講座は、『厚生労働大臣指定教育訓練講座』 <https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>でハローワーク、インターネットから検索できます。

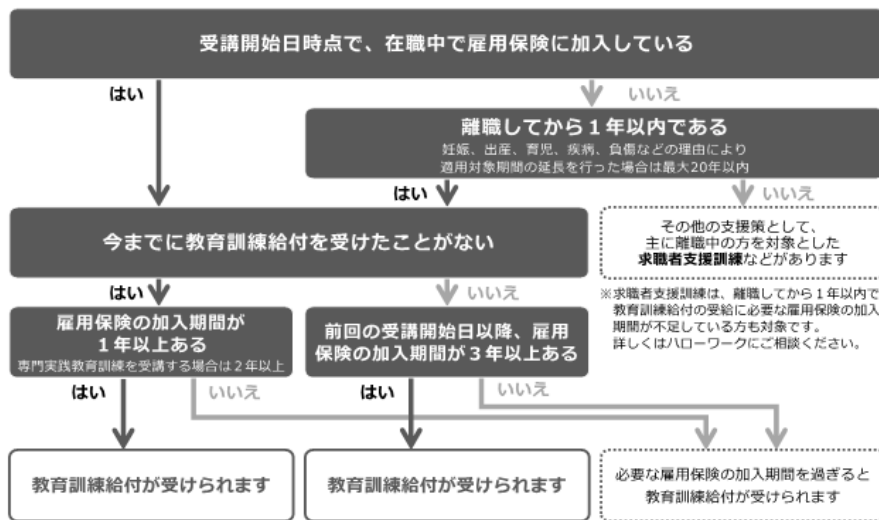
補助額

受講料の6割相当額。ただし、その額が1万2千円以下の場合は支給されません。

「一般教育訓練給付金」「特定一般教育訓練給付金」の指定講座・・・上限20万円

「専門実践教育訓練給付金」の指定講座・・・上限160万円（修業年数(最大4年)×40万円)

※なお、雇用保険の教育訓練給付金制度を受給できる方は、受給金額を差し引いて補助金を交付します。教育訓練給付を受けるには条件がありますので、詳しくはハローワークにお問い合わせ下さい。



※ただし、平成26年10月1日以降に教育訓練給付の支給を受けている場合、前回の支給日から今回の受講開始日まで3年以上経過している必要があります。

手続き

受講開始前のみ申請ができます。受講したい講座がありましたら早めにご相談ください。

● 講座指定申請…必ず受講開始する前に下記のものを持参し来所ください。

- ・ 受講内容や受講料等がわかるもの（学校のパンフレット等）
- ・（ハローワークからもらった場合）雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し

↓
申請が認定されましたら通知を送付いたします。

● 給付金支給申請…対象講座受講修了後 30 日以内に支給申請をしてください。

↓
届出口座にお振込みいたします。

注意事項

次のような場合は支給されませんのでご注意ください。

- ・ 児童扶養手当の受給要件に該当しなくなった。
（本人の所得が児童扶養手当の所得要件に該当しなくなった場合を含む。）
- ・ 過去に当事業の利用がある。
- ・ 交付申請するのが、講座終了後 1 か月を過ぎてしまった。
- ・ ハローワークで 60%以上の給付を受けた。

※この資料に記載の事柄は令和 4 年 4 月時点の法令等に基づき作成しております。
制度内容は随時見直しされる可能性がありますので、ご注意ください。

彦根市子育て支援課
〒522-0041
彦根市平田町 670 番地
TEL：0749-26-0994